

松ヶ丘緑自治会
自主防災マニュアル
(第二版)



2025年3月
松ヶ丘緑自治会

はじめに

本マニュアルは、流山市地域防災計画に基づき、松ヶ丘緑自治会ならびに会員の皆様が、想定される災害（地震、風水害、大規模な事故など）による生命・身体・財産等の被害を可能な限り最小限に抑えるための知識や平常時及び災害時にとるべき措置等について示したものです。

なお、一部内容については実際の検証ができていないことなどもありますので、訓練等を行って適宜見直しを図りたいと考えております。

より現実的で、かつ分かりやすく、また具体的な行動レベルで役に立つものにするために、本マニュアルに対する会員の皆様からのご意見や定期的な訓練での内容、課題等を、自治会自主防災会で検討の上、本マニュアルに反映させ、内容の充実に努めていきますので、ご不明な点やご意見等がありましたら、自治会までお寄せいただきますようお願いいたします。

松ヶ丘緑自治会自主防災会

目 次

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. リスクを知る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 地震	
(2) 水害	
(3) その他災害	
5. 自助・共助・公助と役割分担・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 自助・共助・公助	
(2) 役割	
6. 日頃からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6. 1 会員としての対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 家族会議を行いましょう	
(2) 非常持ち出し品、非常備蓄品を揃えましょう	
(3) 避難場所を確認しましょう	
(4) 安全対策	
(5) 防災タウンページの活用	
6. 2 自治会としての対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1) 組織体制の構築	
(2) 連絡体制	
(3) マニュアルの整備	
(4) 資機材等の整備	
(5) 要支援者の把握	
(6) 防災知識の普及、防災訓練への会員参加の啓発	
7. 警戒発令時または災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・	13
7. 1 会員としての対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 地震編	
(2) 風水害編	
7. 2 自治会としての対応（松ヶ丘緑自治会自主防災会）・・・・・・・・・・・・・	14
(1) 自主防災本部の設置・解除	
(2) 本部長、班長の任命・交代・解除	
(3) 情報収集・広報班の実施事項	
(4) 初期消火班の実施事項	
(5) 救助・救護班の実施事項	
(6) 避難誘導班の実施事項	
8. 防災関連情報・資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 避難場所・避難所	
(2) 広域避難場所	
(3) 自治会内の防災関連施設	
(4) 我が家の防災メモ・防災カード	
(5) その他参考となる情報取得先	

1. 目的

このマニュアルは、松ヶ丘緑自治会会員及び松ヶ丘緑自治会における防災活動に必要な事項を定め、地震や風水害、その他の災害による人的、物的被害の発生や拡大を防止することを目的とします。

2. 基本方針

流山市地域防災計画にある「災害から市民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減する」という考え方を踏まえて、松ヶ丘緑自治会会員一人ひとりの自覚と努力ならびに松ヶ丘緑自治会として地域防災活動を行うことにより、可能な限り被害を最小限に留め、人命が失われないことを最重視した対策を講じます。

また、防災対策は、自分の命は自分で守る「自助」を実践した上で、地域で助け合う「共助」に努め、それぞれに期待される役割を果たし、防災活動を実践します。

3. 責務

「自分の命は自分で守る」という防災の原点に立って、食料・飲料水の備蓄や消火・救助活動に協力するとともに、被害を軽減するため、松ヶ丘緑自治会会員自らが防災活動の担い手となり、組織的に行動することを責務とします。

4. リスクを知る

国、県、各自治体等が公開しているハザードマップ等で、松ヶ丘緑自治会近辺の被害想定をあらかじめ知ることが、防災対策や発災時の対応を考える上で重要となります。

(1) 地震

流山市に影響の大きいと想定されている3つの地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、流山市直下地震）を基に作成されています。

①揺れやすさマップ

松ヶ丘緑自治会一体は震度6強が想定されています。

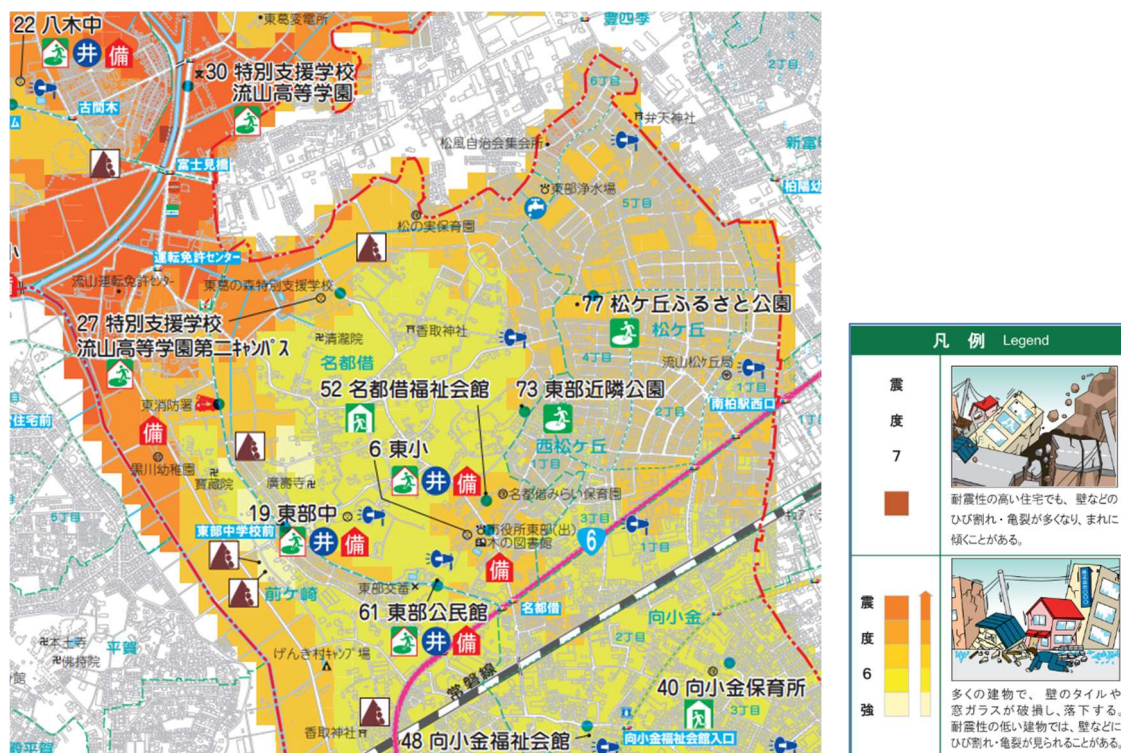


図1. 揺れやすさマップ（出典：流山市地震ハザードマップ 令和7年3月現在）

②地域の危険度マップ

松ヶ丘緑自治会一体は、建物が全壊する割合が10%以上と想定されています。

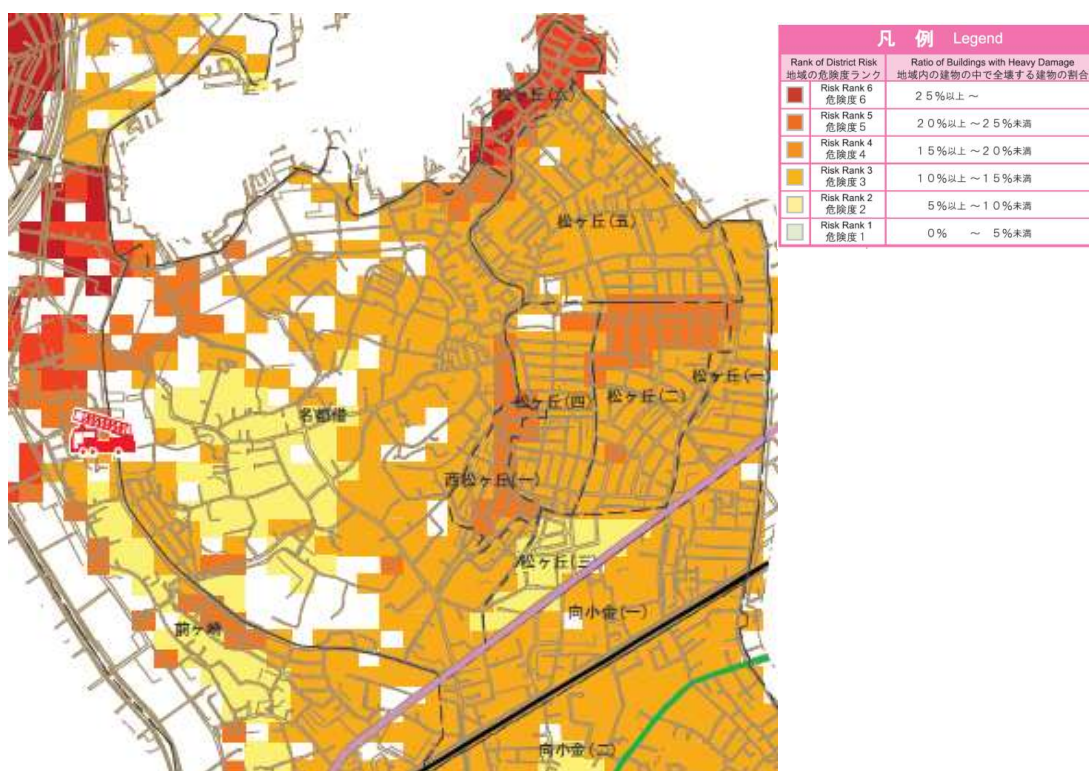


図2 揺れやすさマップ（出典：流山市地震ハザードマップ 令和7年3月現在）

③液状化危険度マップ

松ヶ丘緑自治会一体は、液状化の危険度はかなり低いと想定されていますが、松ヶ丘6丁目に近い一部地域は液状化が高いとの想定も見られます。

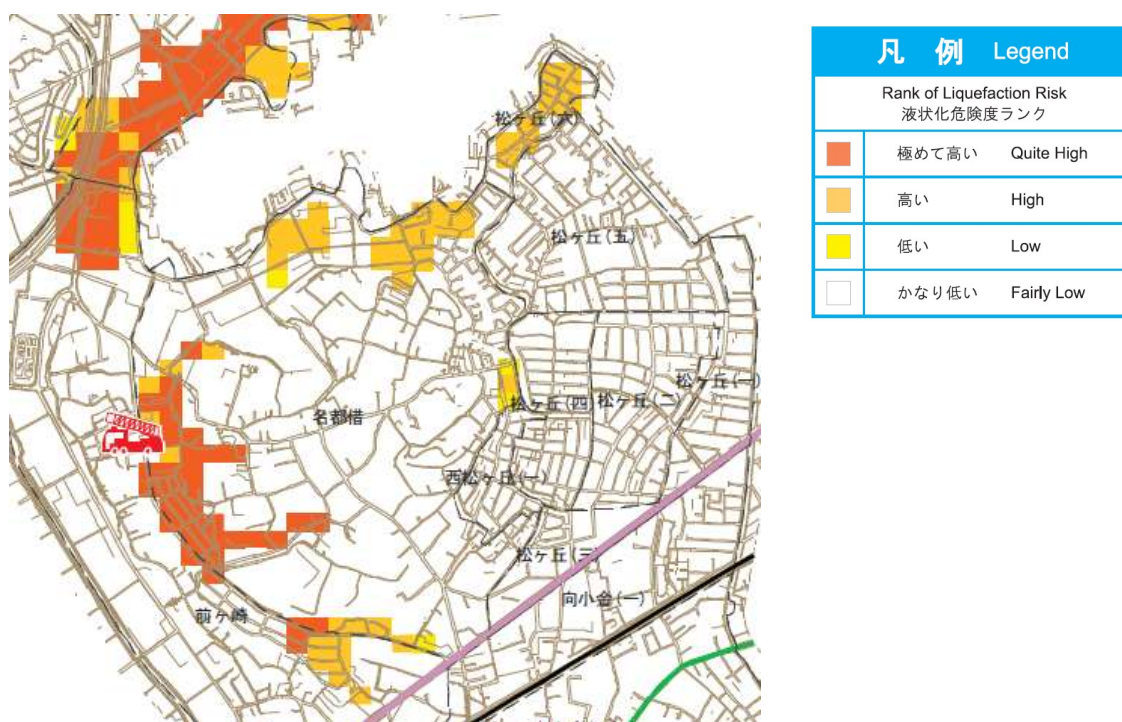


図3. 液状化危険度マップ（出典：流山市地震ハザードマップ 令和7年3月現在）

④焼失棟数分布

松ヶ丘緑自治会一体は、発生時間帯によっては火災による焼失が想定されています。

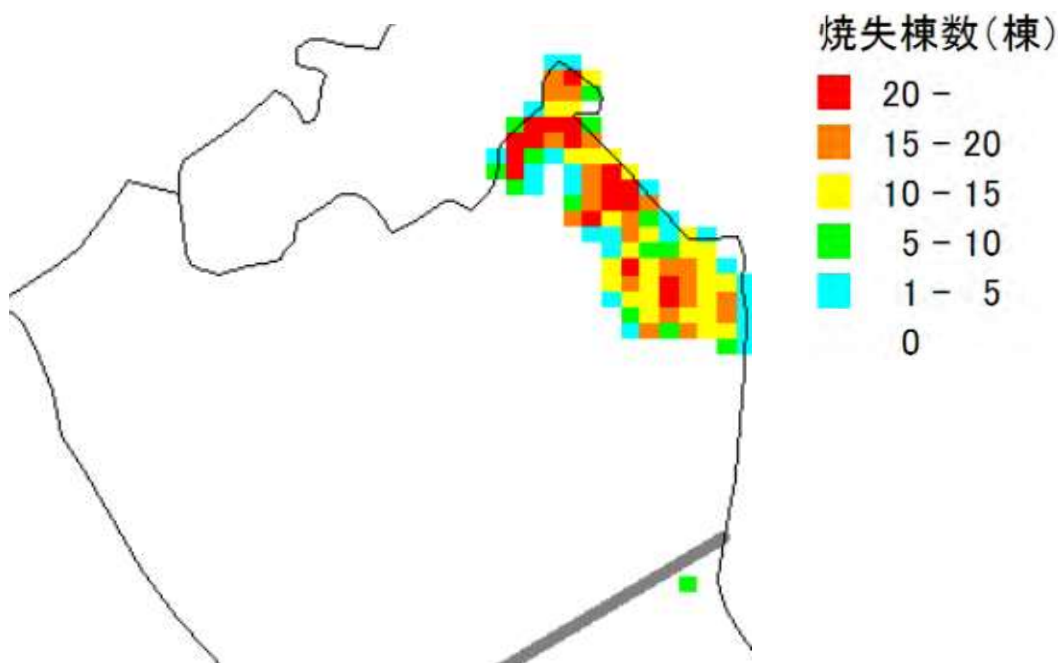


図4．焼失棟数分布図（冬18時 M7. 3）

（出典：流山市地域防災計画 地震災害対策編 平成24年8月 流山市防災会議）

（2）水害

浸水ハザードマップは、200年に一度の大雨で江戸川が増水し、市内の堤防が決壊した場合が想定されています。内水ハザードマップは、過去10年程度（平成20年度、25年度～令和4年度10月末まで）の台風、集中豪雨および局地的大雨により発生した道路冠水等の浸水履歴を基に作成したものです。

①浸水ハザードマップ

松ヶ丘緑自治会一体は、浸水する恐れはないと想定されています。

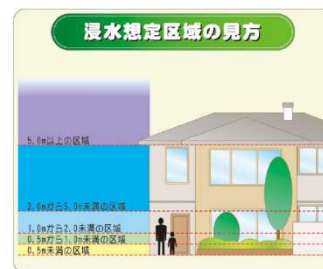
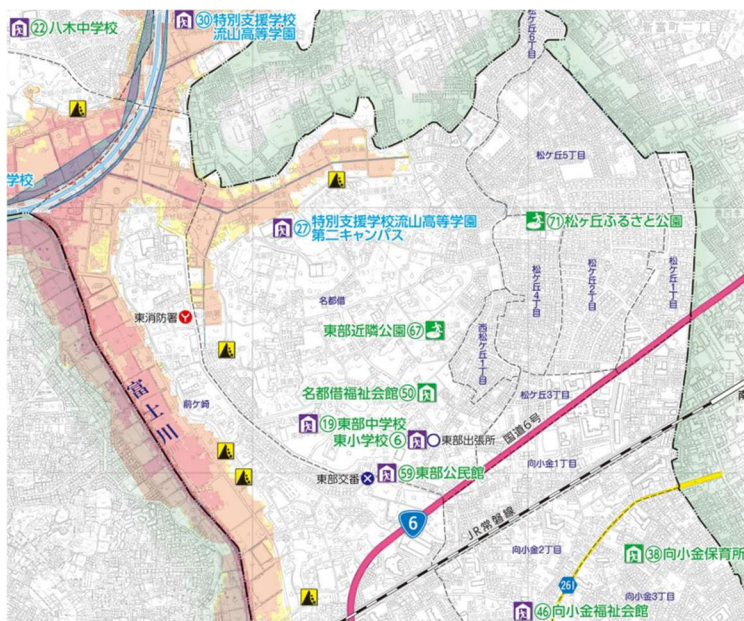


図5．浸水区域想定図（出典：流山市洪水ハザードマップ 令和7年3月現在）

②内水ハザードマップ

松ヶ丘緑自治会一体は、過去に10cm～床下浸水が発生した実績があります。
また、令和5年6月2日 台風2号により道路冠水がありました。
なお、流山市の時間最大雨量は平成20年8月30日の集中豪雨による97.0mmです。

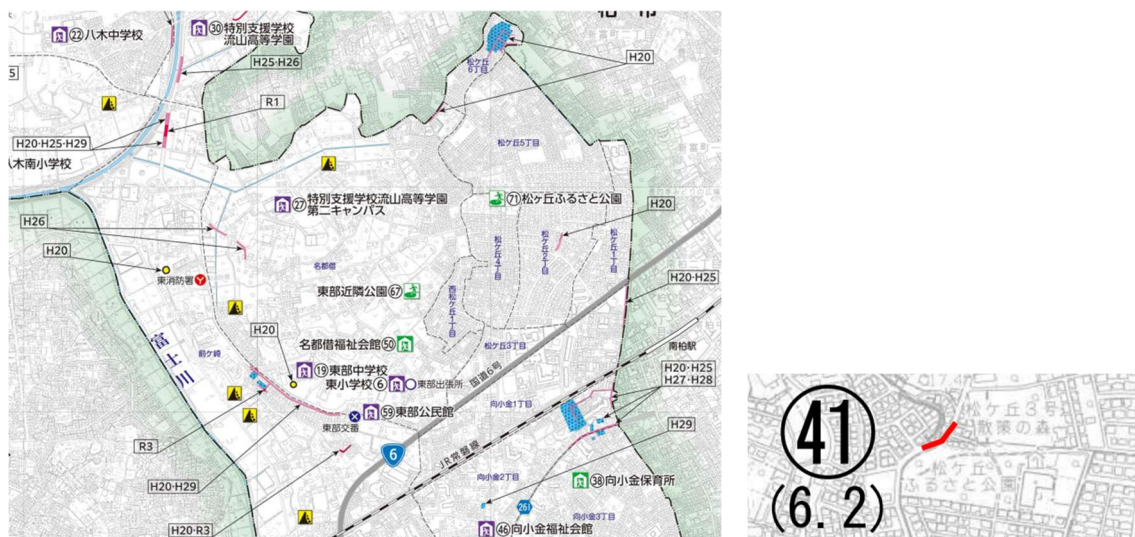


図6．浸水（内水）ハザードマップ(出典：流山市浸水（内水）ハザードマップ 令和7年3月現在)

(3) その他災害

①台風

ハザードマップはありません。

気象庁が発表する進路、発生予想や自治体が発表する警報等を参考にするなどして、会員自ら被害想定を行うことが必要になる場合があります。

②竜巻

ハザードマップはありません。

気象庁が発表する進路、発生予想や自治体が発表する警報等を参考にするなどして、会員自ら被害想定を行うことが必要になる場合があります。

③津波

松ヶ丘緑自治会一体において津波は想定されておりません。しかし、通勤、通学先によっては、発生可能性がありますので、関連する自治体のハザードマップを確認してください。

④富士山噴火

松ヶ丘緑自治会一体は、火山灰が10cm降灰することが想定されています。

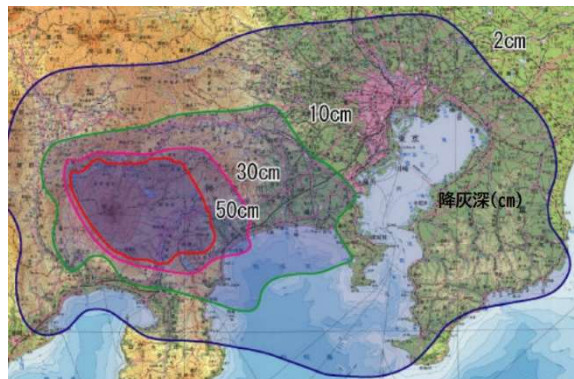


図7．降灰可能性マップ（出典：内閣府 富士山ハザードマップ検討委員会報告書）

5. 自助・共助・公助と役割分担

(1) 自助・共助・公助

防災対策・災害対応を行う上で「自助／共助／公助」という考え方があります。

「自助」とは、自ら(家族も含む)の命は自らが守ること、または備えること

「共助」とは、近隣が互いに助け合って地域を守ること、または備えること

「公助」とは、国、県、市などの行政組織のほか、警察・消防・ライフラインを支える事業者による応急・復旧対策活動のことを指します。

実際に阪神大震災においては、生き埋めになった人たちのうち、68%が「自助」(自ら、あるいは家族)、28%が「共助」(友人、隣人、通行人)、その残り4%が「公助」「その他」によって助けられており、ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や都道府県、市町村の対応(公助)だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る(自助)とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと(共助)が必要とされています。

そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができる考えられています。

(2) 役割

災害発生に備えて、次のとおり、会員、自治会の基本的な役割を示します。

①会員

- 自らと家族の生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めること
- 災害発生を想定し、家族内で話し合うこと
- 飲食料品等の備蓄、非常災害持ち出し品を準備すること
- 自治会等で開催される訓練等へ積極的に参加すること

②自治会

- 災害時要援護者を含めた自治会会員のコミュニティの醸成を図ること
- 自主防災組織を構築すること
- 災害発生時の対応マニュアルを作成すること
- 防災知識を普及、啓発すること
- 会員の防災訓練への参加を促進すること
- 会員のうち要支援希望者、独居者等を事前に把握すること
- 災害対応本部を設置すること
- 初期消火を可能な範囲で実施すること
- 救出、救護を実施及び協力すること
- 警戒発令時または災害発生時に避難所まで誘導すること
- 災害発生時の会員の安否確認、人的、物的被害状況等の情報収集を行うこと
- 災害発生時の市等からの協力要請に基づく情報の収集、報告、周知を行うこと

6. 日頃からの備え

6. 1 会員としての対応

(1) 家族会議を行いましょう

次の事項を例として、家族で話し合しましょう。

- ・ 非常持出品の種類、その自宅内の置き場所、避難する場所、家族間の連絡方法などをあらかじめ決めておきましょう。
- ・ 勤務先、通学先など、自宅以外で比較的長時間滞在する場所についても、ハザードマップ等確認するなどして、万が一の避難先等確認しましょう。
- ・ 我が家の防災メモ・防災カード(8. 防災関連情報を参照)を作成しましょう。

(2) 非常持ち出し品、非常備蓄品を揃えましょう

災害発生時、特に広域的に被害が出た場合、数日間は、自力で生活することになるかもしれません。

場合によっては、停電、断水の発生も考えられますし、被害のあった場所が松ヶ丘緑自治会と相当程度離れたとしていても、現代は製造から物流、販売まであらゆる機能等がつながっている影響により、離れている1箇所の機能低下が発生することで、飲料食料品等の供給の遅れにつながったりすることも可能性として大いに考えられます。

したがって、避難時に持ち出せる非常持出品や、避難生活を送る上で必要な非常備蓄品を、可能な限り用意しましょう。

特に非常備蓄品は、最低3日分、できれば1週間分の食料や飲料水を用意し、年に1回以上、期限や保存状態を点検しましょう。

非常持出品・非常備蓄品の例	
食料関係	☐ 食料（乾パン・クラッカー・缶詰・飴・チョコレートなど） ☐ 飲料水（1人1日3リットルを目安に） ☐ 割りばし、 ☐ 紙皿等の食器、 ☐ 缶切り、 ☐ 調味料、 ☐ ラップフィルムなど
資機材関係	☐ 懐中電灯、 ☐ ラジオ、 ☐ 電池、 ☐ ライター、 ☐ カッターナイフ、 ☐ ガムテープ、 ☐ 軍手、 ☐ ヘルメット、 ☐ 雨具、 ☐ ホイッスル、 ☐ 給水袋、 ☐ レジャーシートなど
衛生関係	☐ 衣類・下着、 ☐ タオル、 ☐ マスク、 ☐ 傷薬、 ☐ 包帯、 ☐ ばんそうこう、 ☐ 消毒薬、 ☐ 常備薬、 ☐ 持病薬、 ☐ お薬手帳、 ☐ ティッシュ、 ☐ ウェットティッシュ、 ☐ ポリ袋、 ☐ 携帯用トイレ、 ☐ 洗面用具など
生活用品	☐ 毛布、 ☐ 寝袋、 ☐ カイロ、 ☐ 新聞紙、 ☐ なべ、 ☐ やかん、 ☐ カセットコンロ、 ☐ ガスボンベ、 ☐ トイレットペーパー、 ☐ バケツなど
その他	☐ 通帳、 ☐ 印鑑、 ☐ 筆記用具、 ☐ 現金（小銭）、 ☐ メガネ・コンタクトレンズ、 ☐ 携帯電話・スマートフォン充電器、 ☐ 緊急時連絡帳、 ☐ 家族の写った写真など

家族に合わせた備蓄品を用意することも大切です。何をどれだけ準備しておけばよいか、家族で話し合しましょう。

赤ちゃん・小さなお子さんがある場合
☐ 紙おむつ、 ☐ おしりふき ☐ 粉ミルク、 ☐ 液体ミルク、 ☐ 哺乳瓶、 ☐ ベビーフード、 ☐ おやつ ☐ おもちゃ（できれば音が鳴らないもの）、 ☐ 絵本 ☐ だっこ紐・おんぶ紐
女性がいる場合
☐ 生理用品、 ☐ スキンケア用品・メイク落としシート ☐ 母子手帳、 ☐ マタニティマーク
高齢者がいる場合
☐ やわらかくて食べやすいものなど身体にあった食品 ☐ 老眼鏡、 ☐ 補聴器、 ☐ 入れ歯、 ☐ 入れ歯用洗浄剤

(3) 避難場所・避難所を確認しましょう

最寄りの安全に避難できる指定避難所、避難場所や福祉避難所を決め、日頃からそこまでの安全な避難経路を確認しておきましょう。

また、指定避難場所となる学校は、校区などにとられる必要はありません。

なお、避難する施設は、指定避難所、福祉避難所の別に関わらず、安全に避難できる施設へ避難してください。

松ヶ丘緑自治会周辺では、避難場所として、**東小学校、東部中学校、特別支援学校流山高等学園第2キャンパスのグラウンド及び松ヶ丘ふるさと公園**が指定されています。

避難所は、**前述の学校の教室**に加え、**名都借福祉会館、東部公民館**が指定されています。

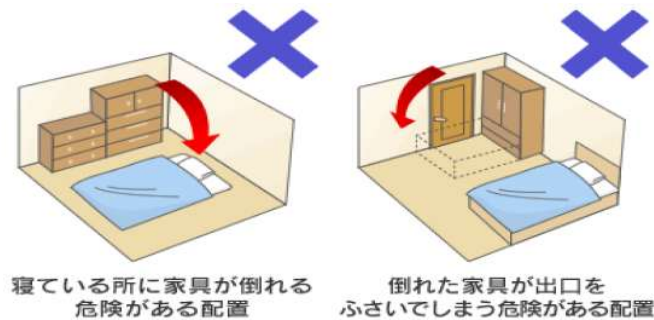
福祉避難所（一般の避難所では避難生活が困難な、高齢者、障がい者、妊婦など災害時に援助が必要な方に配慮した避難所）は、流山市地域福祉センター（流山市平和台2-1-2）があります。

（詳しくは9．防災関連情報をご覧ください）

(4) 安全対策

①寝る場所を考えよう

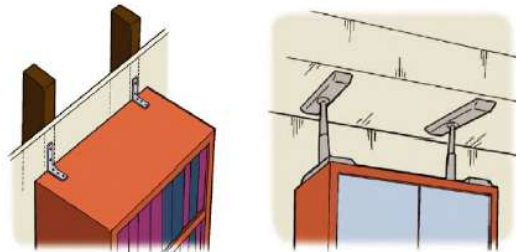
倒れた家具により、負傷したり、出口を塞がれることにより逃げ遅れる可能性もあります。特に寝室や、子ども、高齢者などの部屋には、背の高い家具や倒れそうな家具を置かないようにしましょう。



②家具の転倒や落下を防止する対策をとみましょう。

家具の転倒や落下を防止する対策として次のようなことが実施できます。

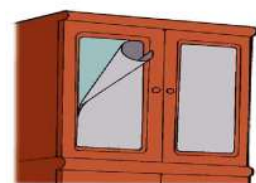
- ・転倒防止金具で、家具と壁を固定する
- ・重ね留め家具で、家具同士を固定する
- ・開放防止器具で、引き出しや扉が開かないようにする
- ・重い物を下、軽い物を上に収納する
- ・家具の下に転倒防止板を挟む など



③ガラスの飛散防止をしよう

飛散防止フィルムを貼り、ガラスの飛散を防ぎましょう。

万が一、ガラスが飛散した場合に備え、スリッパを準備しておきましょう。



④初期消火への備え

災害発生時に限らず、万が一の出火に備えて、消火器を準備しましょう。

また、お風呂の残り湯を浴槽へ貯めておくということも役に立つことがあります。

⑤住宅などの耐震化

阪神・淡路大震災の死者のうち約 8 割が、住宅の倒壊や家具の転倒による圧迫・窒息によるものでした。

特に、昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に大きな被害が出ました。耐震診断によりご自宅の耐震性を知り、耐震改修工事など必要な備えをすることが重要です。

⑥台風、大雨が予測される場合の備え

台風や大雨は、警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防いだり、軽減することが可能です。テレビやラジオなどの気象情報に十分注意してください。

また、大雨が降る前、風が強くなる前に行いましょう。

- ・窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。
- ・飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。

⑦合同訓練への参加

年 1 回開催される東部地区自治会連合協議会主催の防災合同訓練に参加し、災害発生時に必要となる知識、技術を体験しましょう。

（5）防災タウンページの活用

日頃の備えについては、2019年12月に配布された防災タウンページを一読してみてください。下記リンク先からも閲覧できます。

「Make a BOSAI Japan. (防災タウンページの Web 閲覧)」

■URL : <http://www.ntt-tp.co.jp/bousai/>

6. 2 自治会としての対応

(1) 組織体制の構築

災害発生時に備えた松ヶ丘緑自治会自主防災組織は次のとおり。

自主防災本部は、自治会長以下役員、組長で組織することを想定しているものの、あくまで、自身の安全や家族の安全を確保できた役員や組長が参集できた場合に設置する。

(参集を必須とはせず、努力目標とする)

また、具体的な設置の基準は定めないが、災害に関する情報の一元化、復旧活動に組織だった行動ができるように、災害発生状況に応じ、可能な限り設置することを目標とする。

表 1：松ヶ丘緑自治会組織体制

松ヶ丘緑自治会 自主防災本部		
役割・機能	実施内容	自治会担当者
本部長(代理)※	非常災害時の自治会対応に関する責任者	会長
情報収集・広報班	市からの要請に基づく被害状況(人・家財等)の収集・報告 行政発信情報の収集・広報	各班班長は自治会役員を基本として選任し、活動実施者は会員の中から協力者を募る。
初期消火班	会員からの要請に基づく初期消火対応	
救助・救護班	会員からの要請に基づく被災者、負傷者の救助 負傷者の簡易な治療	
避難誘導班	会員の避難所への誘導	
その他	必要に応じて組織を追加する	

※本部長は、自主防災本部を運営する上での責任者であるものの、例えば消火、救護等の人命に係る責任を負うものでないことに留意する。

なお、本部長は、松ヶ丘緑自治会長が担務するが、参集できない場合に備え代行順位を次のように予め定める。

①会長 → ②副会長 → ③役員 → ④組長

(2) 連絡体制

連絡は、自治会の通常の連絡ルートに基づいて行う。

(3) マニュアルの整備

防災を目的としたマニュアルを自治会として整備し、万が一の際にも、組織だった行動ができるよう予め内容を定めておく。

マニュアル内容については、1年に1回以上見直しを行う。

(4) 資機材等の整備

自主防災組織として役割を果たすため、防災に資する資機材等を整備する。

また、計画的な整備を目的として、毎年購入計画を立案(購入を行わないこともある)し、必要に応じて自治会総会での承認を得るものとする。

現在の資機材等は下表のとおり。

表 2：松ヶ丘緑自治会で保有する防災資機材一覧

目的	防災資機材	保管場所
災害対応本部設置	テント 2 張り、机、イス	7 号公園防災倉庫
情報収集・伝達	防災用無線、メガホン、笛	自治会館
初期消火	消火器、バケツ	自治会館
非常用電源	ポータブル電源及びソーラーパネル LED ライト（携帯電話充電機能付）	自治会館
情報収集・伝達、救出 用・救護用	ヘルメット	役員、組長 自治会館
救出用、避難用	ボール、脚立、のこぎり、ロープ、スコップ、 車いす、ワンタッチテント、ブルーシート・ジョ イントマット、マンホールトイレ	7 号公園防災倉庫
救護用	救急箱	自治会館
避難用	リヤカー、標旗	自治会館
炊き出し用	大なべ	7 号公園防災倉庫

（５）要支援者の把握

災害発生時に支援が必要となる「支えあい活動対象者」や「高齢の一人暮らしの方」などを、民生委員と協力し、対象者の了解を得た上で、自治会マップに目印と人数について落とし込みを行う。（情報の管理は、個人情報取扱方法規程【内規】の通り取り扱う）

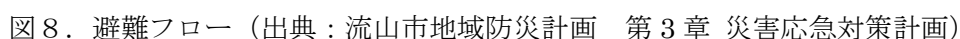
（６）防災知識の普及、防災訓練への会員参加の啓発

定期に発行する「みどり」や回覧等を用いて災害対応に関するパンフレット等の配布を行い防災に関する知識の普及に努める。

また、年 1 回開催される東部地区自治会連合会が主催する訓練に参加するよう回覧等を用いて周知する。

(1) 地震編

⑦避難の必要がない方は、可能な限り、近隣住民の安否確認や必要に応じて、救出、救護活動へ協力する。



(2) 風水害編

ハザードマップによると、浸水等による被害の可能性は小さいものの、台風、竜巻、大雨などが予想される場合は、気象庁、気象台が発表する注意報、警報、また流山市が発表する「警戒レベル」を確認した上で、市が開設した避難所への避難の可否を判断して行動しましょう。

なお、避難にあたっては、暗くなってからの大雨の中の避難は大変危険です。暗く見えないだけでなく、大雨で音も聞こえにくく、崩れている道路に気づくのが遅れたりして、避難中に被災する可能性もあります。よって、特に災害に弱い高齢者や子供のいる家庭では天気予報を見て暗くなる前の昼や夕方に早めの避難を心掛けましょう。

7. 2 自治会としての対応（松ヶ丘緑自治会自主防災会）

避難勧告などの警戒情報が発せられた場合、あるいは大規模かつ面的に災害が発生し、かつ行政等による速やかな消火、救助・救護活動等が望めないと判断される場合は、可能な限り早い段階で自主防災組織を立ち上げ、次の自主防災活動が実施できるよう努める。

なお、警戒情報発令時は、自治会役員、組長が対応し、災害発生時は会員自身や家族の安全を確保できた役員や組長が参集できた場合に設置するものであり、必須とはしない（災害発生状況により組織構築が難しい場合は設置しないこともある）。

(1) 自主防災本部の設置、解除

- ・ 自主防災本部の設置、解除は、原則自治会執行部で協議する。
- ・ 自治会館1階に、自主防災本部を設置する。

ただし、自治会館の被害状況や余震等の発生により自治会館での活動を行うことで二次被害の恐れがある場合は、屋外にテントを設営してもよい。

なお、屋外にテントを設置する場合は、7号公園に設営することを第一位とする。

7号公園への設置が難しい場合は、2号公園とする。

- ・ 自治会全体において面的な被害に伴い、地域住民全体の避難が必要な場合は、自治会自主防災本部を、市から指定された「東部中学校3－4教室」に設置する。
- ・ 自主防災本部設置場所が変更となる場合は、自治会館や7号公園、2号公園等にその旨を記載した張り紙を行い、会員へ周知を行う。

(2) 本部長、班長の任命、交代、解除

- ・ 組織だった対応ができるよう、本部長と各班長を合議の上、決定する。
- ・ 各班の人数については、その時の状況に応じ組織することとし、必ずしもすべての班長を任命する必要はない。
 - ①本部長
 - ②情報収集・広報班長
 - ③初期消火班長
 - ④救助・救護班長
 - ⑤避難誘導班長
- ・ 本部長、班長は、必要に応じて交代を行い、一人に負担させることのないよう配慮する。
- ・ 自治会自主防災本部としての対応が不要となった段階で、本部長と班長が合議の上、その役割を解除することとする。

(3) 情報収集・広報班の実施事項

情報収集・広報班長は、可能な範囲で次の事項を実施できるよう班体制を構築する。

①自治会内の安否確認、被害状況把握（巡視の実施）

災害発生後、可能な限り早い段階での実施を目標に基本的にはブロック単位で、ブロック長、組長あるいはブロック内会員協力のもと、各会員に限らず非会員についても安否確認や建物等の被害状況を収集、記録し、自主防災本部へ随時報告する。

特に、「支えあい対象者」は、直接声掛けを実施することを心掛ける。

なお、建物、道路等の被害により巡視者に、二次災害の危険が及ぶ可能性がある場合は無理して行わない。

②安否確認、被害状況結果の集約、記録

巡視者等により報告された情報を、自治会マップ等で記録し管理する。

③他班への情報提供

火災情報や要救助、救護を必要とする情報の報告があった場合は、他班へ情報提供する。

④行政からの協力要請に基づく報告

行政から被害状況報告等の協力要請があった場合は、対応を行う。

⑤国・県・市から発信される情報の掲示

行政から発信される情報を、災害対応本部への掲示や自治会内掲示板等を用いて周知する。

(4) 初期消火班の実施事項

初期消火班長は、可能な範囲で、次の事項を実施できるよう班体制を構築する。

①消防への通報

火災現場を発見した場合（会員からの連絡を含む）、あるいは情報収集・広報班からの火災情報報告があった場合は、速やかに119番通報を行う。

なお、不通の場合や対応を断られた場合は、その旨を本部長、他班班長に情報共有する。

②初期消火対応

会員や情報収集・広報班からの情報、あるいは目視で確認できる範囲での火災情報が確認できる場合は、初期消火対応を行う。

ただし、消火器で消火できない規模の火災の場合は、速やかに火災現場を離れ、必要に応じて避難場所へ避難するなどして無理は絶対にしない。

(5) 救助・救護班の実施事項

救助・救護班長は、可能な範囲で、次の事項を実施できるよう班体制を構築する。

①警察・消防への通報

情報収集・広報班からの要救助、救護報告があった場合は、速やかに110番及び119番通報を行う。

なお、不通の場合や対応を断られた場合は、その旨を本部長、他班長に情報共有する。

②救助の実施

要救助情報を得た場合は、会員等協力を募り救助に向かう。複数要請がある場合は、可能な限り、複数の要請に応えられるような班体制を構築する。

なお、二次災害の危険が及ぶ可能性がある場合は無理して行わない。

③医療従事関係者（元経験者含む）の募集

自治会内での医療従事関係者を募集し、救護活動に備える。

④救護の実施

可能な範囲で、被害者の救護活動を行う。

（６）避難誘導班の実施事項

避難誘導班長は、可能な範囲で、次の事項を実施できるよう班体制を構築する。

①避難対象者の把握

避難準備が発令され、市からの協力要請があった場合は、「支えあい対象者」を対象に避難する旨の了承と人数等を把握する。

避難誘導して避難を行う場合、避難対象者の名前、人数を避難前に集約する。

また、避難実施後、全員が避難できたことを確認する。

②避難の実施

避難誘導班は、情報収集・広報班から得た情報をもとに、安全な避難ルートを選定の上、避難を開始する。その際は、先頭と後尾（殿）に、自治会標旗を掲げる。

③要援護者への配慮

避難者の中に要援護者（例：高齢者、歩行困難者等）がいる場合は、リヤカー、車いす等を利用する。

8. 防災関連情報

(1) 避難場所・避難所

①表3：避難場所・避難所一覧

名称	所在地	連絡先	避難場所 避難所	収容人数	避難地区
東小学校	名都借 856	7145-3369	グラウンド	5,585	前ヶ崎、向小金 1 ～4 丁目、名都借、 松ヶ丘 1～6 丁目、 西松ヶ丘 1 丁目
			屋内体育館 普通教室 25 その他の教室 6	416	
東部中学校	名都借 865	7144-3514	グラウンド	7,026	前ヶ崎、向小金 1 ～4 丁目、名都借、 松ヶ丘 1～6 丁目、 西松ヶ丘 1 丁目
			屋内体育館 普通教室 20 その他の教室 14	790	
特別支援学 校流山高等 学園第2キャンパス	名都借 140	7141-9900	グラウンド	8,407	前ヶ崎、名都借、 松ヶ丘 1～6 丁目、 西松ヶ丘 1 丁目
			屋内体育館	684	
名都借福祉 会館	名都借 274	7144-5510	全室	82	前ヶ崎、向小金 1 ～4 丁目、名都借、 松ヶ丘 1～6 丁目、 西松ヶ丘 1 丁目
東部公民館	名都借 756-4	7144-2988	全室	239	前ヶ崎、向小金 1 ～4 丁目、名都借、 松ヶ丘 1～6 丁目、 西松ヶ丘 1 丁目
松ヶ丘ふる さと公園	松ヶ丘 4-495-1	7150-6092	公園	3,308	名都借、松ヶ丘 1・ 2・4～6 丁目

出典：流山市地域防災計画《参考資料》資料 100「避難所等一覧」から抜粋。

注：表中、避難施設欄の上段は避難場所を、下段は避難所を示します。

名都借福祉会館及び東部公民館は避難所、松ヶ丘ふるさと公園は避難場所です。

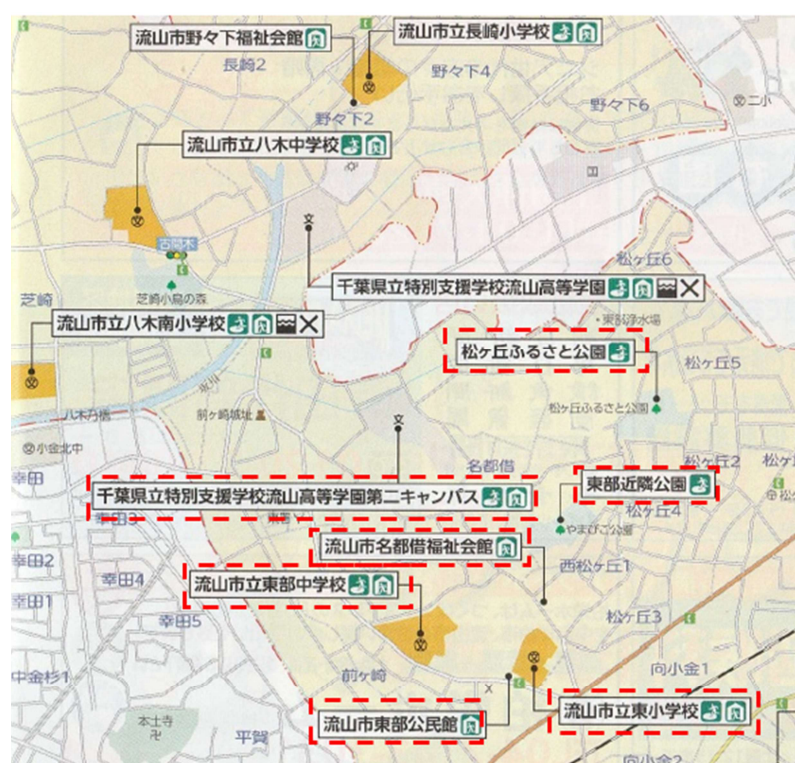
②表4：広域避難場所

名称	所在地	連絡先	避難施設	収容人数	避難地区
流山市総合 運動公園	野々下 1-40-1	7150-6092	公園	76,896	全域

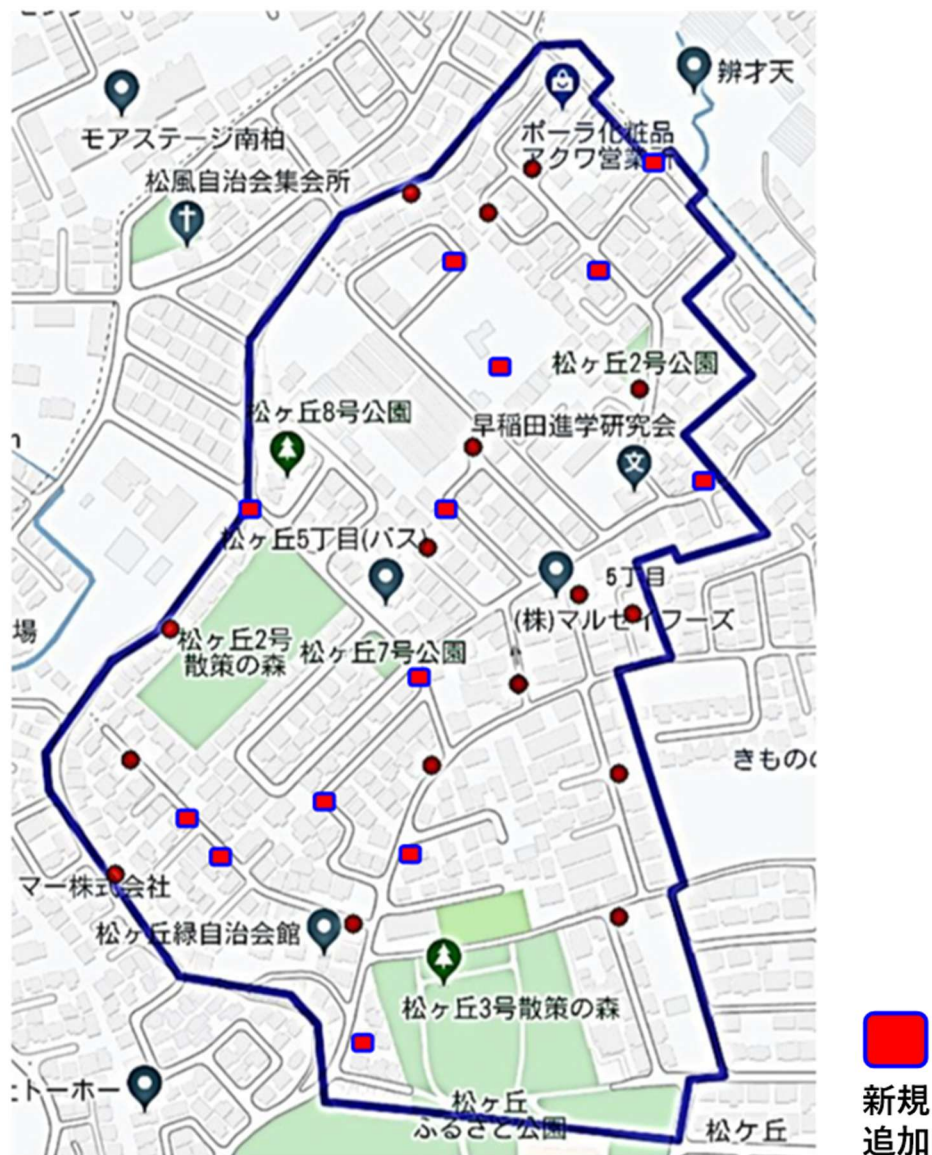
③表5：福祉避難所

名称	所在地	連絡先	避難場所	収容人数	避難地区
流山市地域 福祉センタ ー	平和台 2ー 1ー2	7159-4735	施設内	記載なし	全域

④避難所、避難場所マップ



(2) 消火器の配置図



設置場所：

- ①A 1組②A 2組③B 4組④B 6組⑤C 7組⑥C 8組 a⑦C 8組 b⑧C 8組 c
 ⑨C 9組⑩D 1 0組⑪D 1 1組⑫D 1 2組⑬E 1 3組 ⑭E 1 4組⑮E 1 5組⑯F 1 6組
 ⑰F 1 7組 a⑱F 1 7組 b⑲G 1 9組⑳G 2 0組㉑H 2 2組㉒H 2 3組㉓I 2 6組 a
 ㉔I 2 6組 b㉕I 2 7組㉖J 2 9組 a㉗J 2 9組 b㉘J 3 0組㉙K 3 1組㉚自治会館
 合計 31 本

(3) 消火栓・防火水槽の配置図



設置場所：①D 1 0組：貯水槽②B 4組：消火栓③B 5組：消火栓④E 1 4組：消火栓
 ⑤F 1 8組：消火栓⑥H 2 3組：消火栓⑦H 2 4組：消火栓
 合計 7 箇所（貯水槽 1 箇所、消火栓 6 箇所）

(4) わが家の防災メモ・防災カード

①わが家の防災メモ

避難場所			
家族が離ればなれになったときの避難場所			
家族の連絡先	氏名	電話（勤務先・学校）	住所
緊急連絡先	連絡先	電話	住所

②防災カード

防災カード

※使い方：このカードを家族の人数分コピーして各自の必要事項を記入してください。
二つ折りにして外出時には必ず身につけるようにしましょう。

緊急時の連絡先			
氏名		電話	
住所			
氏名		電話	
住所			

かかりつけの医療機関			
名称		電話	
住所			

家族の集合場所	
家族の避難場所	

防災カード		
氏名	性別	生年月日
	男・女	明・大・昭・平
住所		
自宅電話		
血液型	備考（病気など）	

(5) その他参考となる情報取得先

①流山市防災行政無線（学校や公園等にあるスピーカー）

聞き取れない場合は「防災行政無線テレホンサービス」で確認
フリーダイヤル（0120- 7 8 3 1 7 0）ナガレヤマ サイナンゼロ

②流山市のホームページ

流山市ホームページ ⇒くらしの情報 ⇒防災

下記の情報等が掲載されております。事前にご確認ください。

- ・地震ハザードマップ（地震、洪水、浸水）など
- ・指定避難所・指定緊急避難場所等
- ・「警戒レベル」を用いた避難情報等の運用（内閣府防災情報）
- ・家庭のできる災害への備え「災害から身を守る知恵袋」など

■URL：<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1003604/index.html>



③ツイッター（安心や安全等、市民の暮らしに関する情報発信用）

緊急時の連絡だけでなく、防災等に関する訓練や行事の案内、
防災力を強化する取り組みやその成果等のお知らせ等にも活用して
います。

■URL：http://twitter.com/nag_anshinansen



④安心メール

災害等における避難勧告や応急対策、火災情報等、緊急に
お知らせしたい情報のほか、防災、消防等に関する重要な
施策を配信します。

また、防災行政無線で放送した内容を配信します。

右のQRコードからアクセスしてからメールを送信してください。

■URL：http://www.anshin-bousai.net/news_mail/reg.do?param=03519



⑤松ヶ丘緑自治会公開情報

次の内容含め、自治会に関する情報を確認することができます。

- ・松ヶ丘緑自治会地図（避難場所、消火器、消火栓、ほか）
- ・災害から命を守るため（全戸配布）
- ・自主防災マニュアル
- ・その他関連情報のリンクなど。

■URL：<https://sites.google.com/view/matugaokamidori>



改訂履歴

No.	改訂年月日	版数	改訂内容
1	2020/3/14	第一版	新規に制定
2	2025/3/23	第二版	ハザードマップ、防災資材、避難場所収容人数、消火器更新